一般財団法人道路管理センターの情報処理システムを利用する者に係る様式の特例を 定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市道路占用料条例施行規則(平成9年千葉市規則第28号。 以下「施行規則」という。)第4条第3項、千葉市道路占用規則(平成9年千葉市規 則41号。以下「占用規則」という。)第24条及び千葉市法定外道路条例施行規則 (平成17年千葉市規則第26号。以下「法定外施行規則」という。)第28条に規 定する一般財団法人道路管理センターの情報処理システムを利用して行う申請等の 手続(以下「電子申請」という。)に必要な申請書等の様式に関し必要な事項を定め るものとする。

(占用許可の申請及び占用料の減免申請)

- 第2条 電子申請に係る占用規則第2条第1項の道路占用許可申請・協議書及び施行規 則第4条第1項の道路占用料減免申請書は、様式第1号(要)とする。
- 2 電子申請に係る法定外施行規則第11条第1項の法定外道路占用許可申請書及び 第27条第1項の法定外道路占用料減免申請書は、様式第9号(要)とする。 (申請の取下)
- 第3条 電子申請に係る占用規則第4条の道路占用許可申請取下届は、様式第2号(要) とする。
- 2 電子申請に係る法定外施行規則第11条第3項の法定外道路占用許可申請取下届 出書は、様式第10号(要)とする。

(許可書等の交付及び占用料の減免の決定通知)

- 第4条 電子申請に係る占用規則第5条の道路占用(変更)許可・同意書及び施行規則 第4条第2項の道路占用料減免決定通知書は、様式第3号(要)とする。
- 2 電子申請に係る法定外施行規則第11条第4項の法定外道路占用(変更)許可書は、 様式第11号(要)とする。

(占用工事の着手届)

- 第5条 電子申請に係る占用規則第12条の占用工事着手届は、様式第4号(要)とする。
- 2 電子申請に係る法定外施行規則第18条の法定外道路占用工事着手届出書は、様式 第12号(要)とする。

(工期の延期)

- 第6条 電子申請に係る占用規則第15条第1項の道路占用の工期延期申請書は、様式 第5号(要)とする。
- 2 電子申請に係る法定外施行規則第20条第1項の法定外道路占用工事工期延期許可申請書は様式第13号(要)とする。

(完了の検査)

- 第7条 電子申請に係る占用規則第16条第1項の占用工事完了届は、様式第6 (要) とし、同第3項の占用工事完了検査書は様式第7号 (要)とする。
- 2 電子申請に係る法定外施行規則第21条第1項の法定外道路占用工事完了届出書は、様式第14号(要)とし、同第2項の法定外道路占用工事完了検査書は様式第1 5号(要)とする。

(占用の終了)

- 第8条 電子申請に係る占用規則第22条の道路占用に関する届出書は、様式第8号 (要)とする。
- 2 電子申請に係る法定外施行規則第14条第5項の法定外道路占用に関する届出書 は、様式第16号(要)とする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。